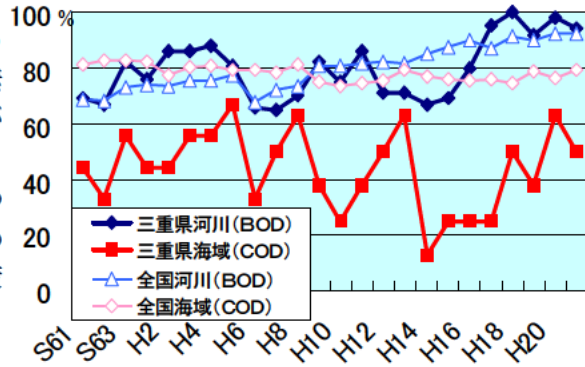


# 浄化槽設置促進事業について

## 浄化槽整備の必要性

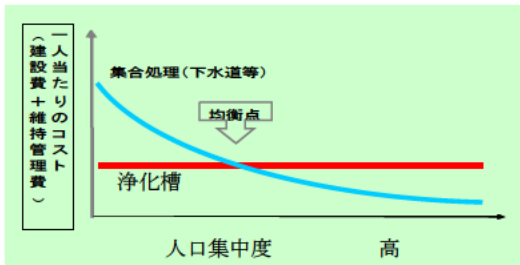
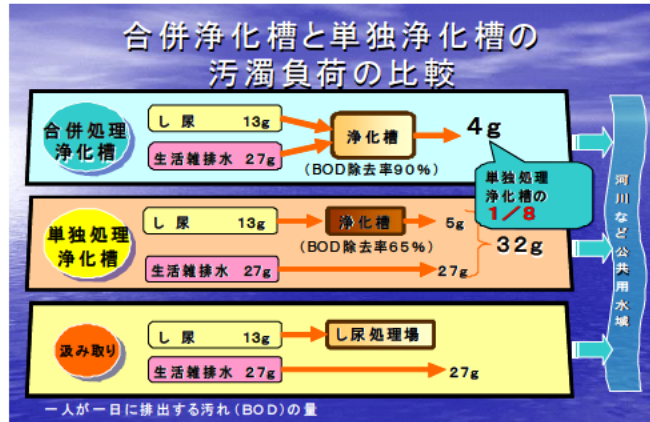
### 海域の環境基準 (COD) の達成率は 50%前後で推移

- 河川の水質は改善傾向にあるが、海域では COD (化学的酸素要求量) の環境基準達成率が 50%前後で推移している。
- 公共用水域の水質改善のためには、汚濁負荷の主な要因のひとつである生活排水の対策がさらに必要。



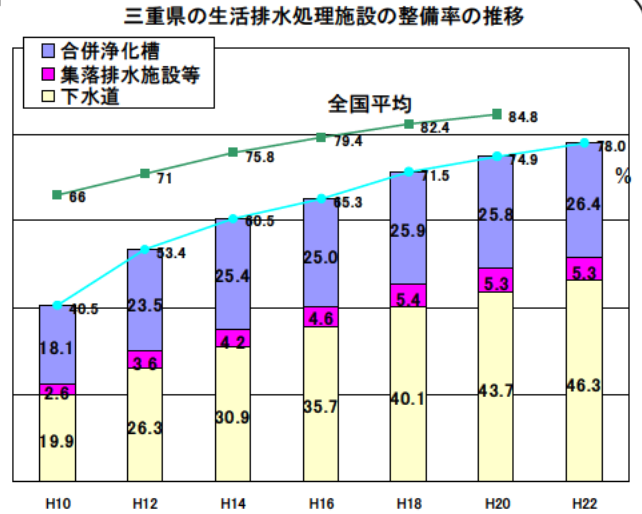
## 合併浄化槽の効果

- 生活排水が未処理で放流される単独浄化槽に対して、合併浄化槽は汚濁負荷が 1/8 となり、大きな効果がある。単独浄化槽は、平成 21 年度末で県内に約 14 万基あり、その転換促進が重要。
- 浄化槽は、家屋散在地域等では下水道等と比較して効率的な整備手法であり、今後の未整備人口解消に向けて浄化槽の果たす役割はますます大きくなっている。

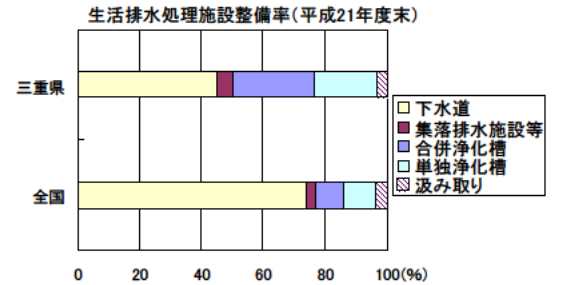


## 整備状況と今後の対策

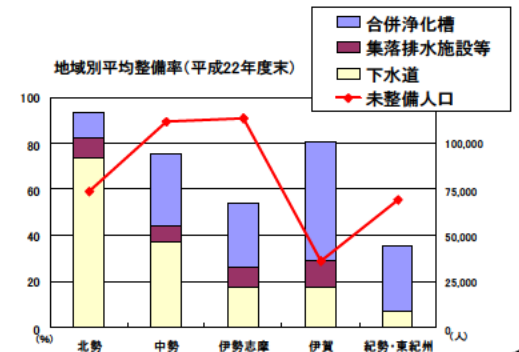
- 県費補助による整備状況：設置基数は平成 22 年度約 3,200 基であり、近年減少傾向にある。また、県費補助額は平成 22 年度で約 4 億円となっている。
- 本県の生活排水処理施設の整備率は平成 22 年度末で 78.0%と着実に進展しているものの、全国平均より低く、今後も生活排水処理アクションプログラムの目標 (平成 27 年度 84.0%) 達成に向けた整備が必要である。



- 本県は浄化槽による整備割合が高いが、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化や財政状況の悪化から、集合処理施設に代わる受皿としても浄化槽の役割は増大している。(三重県 26.1% 全国 8.9% 平成 21 年度末)



- 生活排水処理施設の整備率は、県南部ほど低いことから、今後、人口規模等を考慮して浄化槽を中心とした整備が重要である。しかし、未整備人口では他の地域も同様であり、全県的な整備が必要といえる。



## 補助制度の必要性と見直し検討

浄化槽設置促進事業 (個人設置型) は、浄化槽の設置費用のうち社会的便益に相当する部分 (4 割) を公費負担している。

⇒ 本県は浄化槽の整備割合が高く、限られた財源のなかでさらに効果的な設置促進策が必要。

⇒ 新築家屋に対する補助を削減して、単独浄化槽等からの転換補助を上乗せする改正案については、市町から下水道との不公平感が增大するなどの反対意見があり、慎重に検討している。